平成２８年（フ）第１５５号
岐阜市岩地３丁目７番15　技研ポリマービル302、住民票上の住所岐阜市高田３丁目２番13号
破産者　足立　勝司
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０８号
名古屋市中村区砂田町１丁目47番地（メゾン山勝1001号）、開始決定時の住所名古屋市中区千代田２丁目10番34号（日宝メゾン鶴舞301号）
破産者　山城　陽子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７号
名古屋市中村区中村町字大島105番地の３
破産者　上岡　保夫
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０号
名古屋市緑区相原郷１丁目2810番地の１　ビバーチェ101号
破産者　古家　桂子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８２号
名古屋市中村区大日町５番２号　桂山大日町ハイツ１棟103号
破産者　元山　　正
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０５号
名古屋市南区春日野町32番地の２、従前の住所愛知県丹羽郡大口町城屋敷１丁目211番地南３号
破産者　上山　裕子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３００号
名古屋市天白区土原２丁目301番地
破産者　三浦　博美
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７３号
愛知県瀬戸市中品野町461番地
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８６号
名古屋市西区中沼町71番地　セシボンⅢ105号
破産者　長井　俊樹
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７６号
神戸市北区京地２丁目１番地の３
破産者　副島　　要
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地53棟805号、従前の住所和歌山市布引526番地10
破産者　野上　　敏
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番27―301号、開始決定時の住所神戸市北区藤原台北町２丁目１番１―409号
破産者　段　　利江
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市東延末456番地１グリーンハイツ手柄３Ｃ
破産者　西本電工こと　西本　　強
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８号
奈良県吉野郡十津川村大字桑畑43番地
破産者　岡　　誠
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第４６３号
広島市西区草津東１丁目13番20―302号、開始決定時の住所広島市西区草津東１丁目13番20―404号
破産者　池田　大介
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０号
熊本県合志市豊岡2527番地480
破産者　松田　住男
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
熊本県合志市豊岡2527番地480
破産者　松田　法惠
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０７号
熊本市西区春日７丁目16番35―204号　春日団地
破産者　髙橋　佳代（旧姓長山）
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係